



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年6月13日(火) 第10108号

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○道路の区域変更(道路管理課)	2
○同	2
○道路の供用開始(同)	2
○同	3
○同	3
<b>公 告</b>	
○都市計画工業団地造成事業の決定に係る縦覧(都市計画課)	3
○都市計画区域区分の変更に係る縦覧(同)	4
<b>監査委員告示</b>	
○包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等	4
<b>正 誤</b>	
○令和5年3月31日群馬県企業管理規程第5号(企業局総務課)	5

■ 告 示

◎群馬県告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年6月13日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	高崎東吾妻線	吾妻郡東吾妻町大字厚田字田中1096番地先から同郡同町大字同字橋詰1183番地先まで	前	13.0～20.9	180.0
			後	13.0～20.9 15.3～22.8	180.0 219.3

◎群馬県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年6月13日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	大間々世良田線	太田市世良田町1520番の7地先から同市同1368番の3地先まで	前	8.6～11.8	16.8
			後	12.6～13.6	16.8

◎群馬県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年6月13日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	大間々世良田線	太田市世良田町1520番の7地先から同市同1361番の2地先まで	令和5年6月13日

◎群馬県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年6月13日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	伊勢崎深谷線	太田市世良田町1088番の1地先から同市同1068番の1地先まで	令和5年6月13日

◎群馬県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年6月13日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	綿貫篠塚線	太田市世良田町1360番の3地先から同市同1359番の1地先まで	令和5年6月13日

■ 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、館林都市計画工業団地造成事業を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。  
 なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和5年6月13日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画工業団地造成事業 館林大島地区
- 2 都市計画を定める土地の区域 館林市大島町の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県館林土木事務所及び館林市都市建設部都市計画課
- 4 縦覧期間 令和5年6月13日から同月27日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、館林都市計画区域区分を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

令和5年6月13日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画区域区分 (1) 館林大島地区 (2) 明和大輪中工業団地地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
  - (1) 館林大島地区  
変更する部分 館林市大島町の一部
  - (2) 明和大輪中工業団地地区  
変更する部分 邑楽郡明和町大輪の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県館林土木事務所、館林市都市建設部都市計画課及び明和町都市建設課
- 4 縦覧期間 令和5年6月13日から同月27日まで

**■ 監査委員告示**

◎群馬県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第2項の規定により、包括外部監査人兒島宏和の監査の事務を補助する者の氏名等を次のとおり告示する。

令和5年6月13日

群馬県監査委員 林 章  
同 石原 栄一  
同 須藤 和臣  
同 伊藤 清

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
田中（北原）陽子	群馬県甘楽郡甘楽町福島1337番地1	令和5年6月20日～ 令和6年3月31日
村越芳美	群馬県高崎市江木町1040番地2テレスハラ403号	令和5年6月20日～ 令和6年3月31日
塚原督成	群馬県高崎市東貝沢町4丁目2番地37	令和5年6月20日～ 令和6年3月31日
立見嘉章	群馬県高崎市上小島町309番地19	令和5年6月20日～ 令和6年3月31日

■ 正 誤

○企業管理規程正誤

令和5年3月31日群馬県企業管理規程第5号(群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程)

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
号外第14号	4	下欄	21	「第十七条」を「条例第十四条」に改め、	「(第十七条)」を「(条例第十四条の1第1項)」に改め、